

## 水道料金・下水道使用料のお知らせ

問 水道局お客さまセンター TEL 06-6991-6772  
問 下水道管理課 TEL 06-6992-1747

法改正により、10月1日から消費税、地方消費税を合わせた率が8%から10%に変更されます。

これに伴い、水道料金および下水道使用料についても消費税分の料金変更をしますので皆様のご理解をお願いします。

料金や経過措置については下表をご覧ください。  
なお、変更後の料金早見表は、市ホームページをご覧いただくか、水道局窓口などで配布しています。

### 水道料金・下水道使用料早見表

2か月に1度の検針・請求の家庭の場合		(単位：円、税込)				
参考使用水量	基本料金 (~16㎡)	20㎡	40㎡	60㎡	80㎡	100㎡
変更後	3,012	3,908	9,122	15,744	23,774	31,804
変更前	2,956	3,840	8,958	15,460	23,344	31,226
差	56	68	164	284	430	578

※額は料金表より抜粋、メーター料含まず

経過措置について  
消費税については、経過措置が適用され下記のとおりとなります。

令和元年9月30日以前から使用している場合、適用される消費税率
偶数月検針の場合…10月定例検針は8% 12月定例検針から10%
奇数月検針の場合…11月定例検針は8% 1月定例検針から10%
毎月検針の場合…10月定例検針は8% 11月定例検針から10%

令和元年10月1日以降から使用する場合 10月定例検針から10%

## 日本南画院大作展 水墨・墨彩によって生みだされた美

問 生涯学習・スポーツ振興課 TEL 06-6995-3158

第59回日本南画院展で展示された南画作品19点の大作(新作)が守口にやってきます。

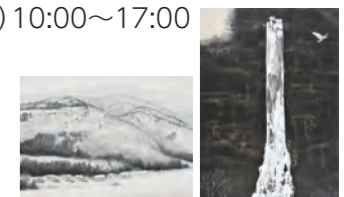
水墨・墨彩によって生みだされる洗練された美に触れることができるこの機会にご来場ください。

時 10月2日(水)~8日(火) 10:00~17:00

(入場は16:30まで)

場 市役所1階市民会議室

104~106



## 戦没者追悼式

問 地域福祉課 TEL 06-6992-1570

市は、先の大戦で亡くなられた人の霊を慰め、新たな平和の願いを込めて、次のとおり戦没者追悼式を行います。

時 10月11日(金) 14:00(開場13:30)

場 市役所1階大会議室

備 式典に見合った服装でご列席ください。



## プレミアム付商品券販売開始

問 守口市プレミアム付商品券事業コールセンター  
TEL 0570-022178

乳幼児がいる子育て世帯や低所得者世帯に対し、消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を10月1日から販売します。また、10月13日(日)、11月10日・17日(日) 10:00~15:00に、臨時販売として東部エリアコミュニティセンターでプレミアム付商品券の販売を行います。

### 販売期間

10月1日(火)~令和2年2月29日(土)

対①住民税非課税の人

ただし、次に該当する人は除きます。

▽住民税が課税されている人に扶養されている人(生計を一にする配偶者、扶養親族など)

▽生活保護の受給者など

対②2016年4月2日から2019年9月30日に生まれた子どもがいる世帯

### プレミアム付商品券購入方法

▽住民税非課税の人

①プレミアム付商品券利用希望者は8月中旬に送付した申請書で**11月30日(土)まで**に申請してください。

②審査後、購入引換券を順次発送します。

③購入引換券を守口・門真市内の郵便局に持参し、購入してください。

▽2016年4月2日から2019年9月30日に生まれた子どもがいる世帯

①対象者に購入引換券を9月下旬ごろに発送していますので、購入引換券を守口・門真市内の郵便局に持参し、購入してください。

### プレミアム付商品券取扱店舗

取扱店舗は守口・門真市内の郵便局の販売窓口または市ホームページなどで確認してください。

## 市役所別館ロビーが使用できるように

問 総務課 TEL 06-6992-1453

10月より市役所別館ロビーを有効活用するために市民などへ貸し出しを行います。市のPRに役立つ情報発信や市民の文化活動などの情報発信および展示に活用してください。使用方法や料金については、市ホームページをご覧ください。使用方法や料金については、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### お知らせ

## 「守口市水道局アセットマネジメント(改定版)(案)」「守口市水道事業経営戦略(案)」の パブリックコメントを実施

本市水道局では、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための中長期的な資産管理の計画である「守口市水道局アセットマネジメント(改定版)」および将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「守口市水道事業経営戦略」の原案をまとめましたので、皆さんの意見を募集します。

### 閲覧場所

水道局総務課、守口市情報コーナー、各コミュニティセンターおよび市ホームページ

### 募集期間

10月1日(火)~31日(木)

### 提出方法

①各閲覧場所の回収ボックスに投函

②郵送(〒570-0008守口市八雲北町3-37-31水道局総務課)

注 10月31日(木)必着

③ FAX 06-6994-0109

④ E-mail Suido\_sounmu@city-moriguchi-osaka.jp

注 住所、氏名、電話番号を必ず記入

問 水道局総務課  
TEL 06-6991-6774

### 公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書

公的年金等受給者のうち所得税の課税対象となる人には、公的年金支払者(日本年金機構、各共済組合など)から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られていきますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払者へ提出してください。

注 年金収入のみの方は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。

問 課税課市民税担当

TEL 06-6992-1456

### 固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

問 課税課資産税担当

TEL 06-6992-1474

### 固定資産税減額

#### 住宅バリアフリー改修家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事(令和2年3月31日までの工事が対象)が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が、3分の1減額されます。

注 減額措置の対象床面積は100㎡まで、貸家は対象外  
減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人が、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住していることが条件です。

#### 改修工事の要件

自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く工事費の合計金額が50万円以上で、次の工事に該当するものが減額措置対象です。

- ①廊下の拡幅
- ②階段のこう配緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すり取り付け
- ⑥床の段差解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

### 申請の手續き

改修工事終了後3カ月以内に、左記の書類と、固定資産税の減額申請書(課税課にあり)を提出してください。

持 納税義務者などの住民票の写し(市内在住者は不要)

▽工事明細書および領収書など

▽次のいずれかのうち該当するもの

①65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)

②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)

③障がい者手帳などの写し  
問 課税課資産税担当  
TEL 06-6992-1474

### 家屋調査を実施中

市では、新築、増改築や取り壊しがあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和2年度の固定資産税の評価額を算定するためのもので、屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問 課税課資産税担当  
TEL 06-6992-1474